

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5025	電話045-210-4111
G-1	アスベスト救済法の手続きなどの問合せ先を教えてください。 (令和6年4月1日更新)	

【答】

石綿健康被害救済制度は、アスベスト（石綿）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚です。

石綿健康被害救済制度による救済給付を受けるために認定の申請や請求を行う場合は、独立行政法人環境再生保全機構または環境省関東地方環境事務所へ、申請書や請求書を直接または郵送により提出してください。

環境再生保全機構本部（最寄り駅川崎駅西口）
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番地 ミューザ川崎セントラルタワー9F
TEL 0120-389-931（受付時間 平日 10:00～17:00）TEL 044-520-9614
ホームページ <https://www.erca.go.jp/asbestos/>

環境省関東地方環境事務所（最寄り駅さいたま新都心）
〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階
TEL 048-600-0815

また、最寄りの県保健福祉事務所や保健所を通じて、認定の申請書等を独立行政法人環境再生保全機構へ提出することもできます。

石綿健康被害救済制度等については、次のホームページでご案内しています。

- ・環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/
- ・環境再生保全機構の石綿（アスベスト）ホームページ
<https://www.erca.go.jp/asbestos/>

なお、職業上、アスベストにさらされる労働者でアスベストによる健康被害が生じた場合で、それが業務上のものと認められると、労災保険から保険給付を受けることができます。

また、労働者や特別加入者（※）のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して、特別遺族給付金が支給されます。

これらの給付については、最寄りの労働基準監督署に相談して請求手続を行ってください。

※労災補償に関しては、C-1～5をご覧ください。

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5025	電話045-210-4111
G-2	私や家族がアスベストの健康被害にあっているのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。(職場でアスベストに接したことのない方) (令和6年4月1日更新)	

【答】

日本国内でアスベストを吸入することにより、指定疾病にかかられている方及びこれらの病気が原因で亡くなられた方のご遺族は、石綿健康被害救済制度による給付等を受けることができます。

- 現在、指定疾病にかかられている方については、独立行政法人環境再生保全機構に認定申請を行い、認定を受けることにより、医療費と療養手当の給付を受けることができます。
- アスベストを吸入したことが原因で死亡された方のご遺族については、特別遺族弔慰金と特別葬祭料を、独立行政法人環境再生保全機構に請求することができます。亡くなられた時期により請求できる期間が決まっていますので、ご注意ください。

◇石綿による中皮腫や肺がんが原因で死亡された場合	
石綿健康被害救済法の施行日(平成18年3月27日)前に亡くなられた方	請求できる期間は、令和14年3月27日まで(10年延長)
石綿健康被害救済法の施行日(平成18年3月27日)以後に認定の申請をしないまま亡くなられた方	請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから25年以内(10年延長) ただし、平成20年12月1日(改正法施行日)前までに亡くなられた方は、令和15年12月1日まで請求できます。(10年延長)
◇著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚で死亡された場合	
改正石綿健康被害救済法施行令の施行日(平成22年7月1日)前に亡くなられた方	請求できる期間は、令和18年7月1日まで(10年延長)
改正石綿健康被害救済法施行令の施行日(平成22年7月1日)以後に認定の申請をしないまま亡くなられた方	請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから25年以内(10年延長)

《申請書等の提出先》

環境再生保全機構本部 (最寄り駅川崎駅西口) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番地 ミューザ川崎セントラルタワー9F TEL 0120-389-931 (受付時間 平日 10:00~17:00) TEL 044-520-9614 ホームページ https://www.erca.go.jp/asbestos/
環境省関東地方環境事務所 (最寄り駅さいたま新都心) 〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 TEL 048-600-0815

※ 最寄りの県保健福祉事務所や保健所を通じて、認定の申請書等を独立行政法人環境再生保全機構へ提出することもできます。

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-3	家庭用品にアスベストは使用されていますか。 (令和5年4月1日更新)	

【答】

経済産業省が平成17年に実施したアスベストを含有する家庭用品の実態把握調査の結果を公表しています。

調査の結果、185社774製品の製造等の実績が報告されました。(平成17年12月28日現在)

経済産業省より公表されたアスベスト含有家庭用品

	製 品 名	製造輸入 開始年	製造輸入 終了年
1	床材、壁紙	1954	2002
2	システムバス・ユニットバス・浴室ユニット等	1970	2004
3	水栓金具、排水栓	1949	2000
4	ガス用の配管、圧力調整器等	1971	2005
5	ファンヒーター(ガス・石油)	1970	2000
6	ストーブ(ガス・石油・電気)、パネルヒーター	1960	2002
7	給湯・暖房ポイラ	1968	2002
8	温水機器(給湯、風呂、電気温水器)	1968	2005
9	アイロン	1957	1990
10	オーブントースター、トースター、ロースター	1957	1991
11	オープンレンジ(電気、ガス)	1968	1991
12	キッチン、システムキッチン	1964	2004
13	クッキングカッター	1978	1997
14	ジューサー・ミキサー	1974	1997
15	黒板ふきクリーナー	1975	1995
16	照明器具、スタンド、蛍光灯安定器	1963	2005
17	健康器具(乗馬型フィットネス、マッサージいす)	1980	2004
18	除湿乾燥機	1996	2001
19	食器洗い乾燥機	1970	1980
20	洗濯機	1967	2005
21	衣類乾燥機、電気乾燥機	1973	1984
22	掃除機、セントラルクリーナー	1971	2000
23	ソーラーシステム蓄熱槽	1980	1985
24	電気こたつ、電気あんか、足温器	1961	1990
25	コンロ、電気コンロ	1946	1992
26	電気ポット	1957	1986
27	冷蔵庫	1953	2005
28	ドリルドライバー、電気かんな	1969	2001
29	ヘアドライヤー、ヘアカーラー	1958	1985
30	ミシン用フットコントローラー	1964	1993
31	エアコン	1991	2003
32	自転車(ブレーキ)	1946	2005
33	ＯＨＰ、スライド映写機	1968	1974
34	写真用引伸機	1979	2005
35	耐火金庫	1966	1994
36	浄化槽	1973	1988
37	換気扇	1976	1992
38	防熱板	1981	1990
39	タオル蒸し器	1963	1966
40	電気炊飯器	1957	1980
41	電気鍋	1960	1972
42	火鉢用付属石綿灰(電気・ガス)	1956	1966
43	電磁調理器	1978	1980
44	暖房いす	1968	1969
45	トイレ(衛生器具、温水洗浄便座)	1962	2004
46	単相2線30Aアンプ		
47	ガラス製まほうびんの中びん	1961	1991

※ 経済産業省から公表されたリストをもとにして、環境省で作成した資料

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-4	自宅・建物にアスベストが使われているのではないかと心配です。 (令和3年4月1日更新)	

【答】

アスベストは、スレート材、防音材、断熱材、保温材、吸湿材などに使用されているため、一概に家屋のどの部分にアスベストが使用されているか、断定することはできません。

建材として問題となるのは、主にアスベストの吹付け材で、劣化することにより繊維が空气中に飛散するためです。固形の製品については、アスベストが入っていても、そのままでは飛散する可能性はほとんどありません。

吹付け材は、鉄骨の建物の「耐火被覆」などに使われているものですが、アスベストそのものの吹き付けは、昭和50年に原則として禁止され、さらにアスベスト含有ロックウールについては、昭和55年に業界の自主規制が行われて使用が減っていきましたが、湿式工法によるものなど、平成元年頃まで使用されていた可能性があります。

なお、固形の製品についても、劣化しているものや、解体する場合には、繊維が飛散する可能性がありますので注意が必要です。

製品のメーカー名や商品名が分かる場合には、メーカーに直接お問い合わせください。メーカーが分からない場合、調査する民間調査会社はありますが、調査には費用がかかります。なお、県では調査をお受けしておりません。

なお、(一社)日本環境測定分析協会(電話 03-3878-2811)のホームページに調査に対応できる調査機関が掲載されています。https://www.jemca.or.jp/sys/member_list

増改築など工事を予定しているのであれば、アスベストが飛散しないよう作業基準が定められていますので、施工方法について、工事業者に相談してみてもいいかもしれません。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-5	一般の住宅にもアスベストは使われていますか。(令和3年4月1日更新)	

【答】

店舗併用住宅等、鉄骨や鉄筋住宅では、昭和30年頃から50年頃までに建設された建物を主に、H鋼やコンクリートの表面に吹付けアスベストが使用されている場合があります。

また、その他の住宅においても、住宅屋根用化粧スレートなどのほか、建築物の外装であるサイディング、外壁や間仕切壁等の押出成型セメント板が最近まで使われたりしています(平成16年10月製造等禁止)。これらは、飛散のおそれの少ないアスベスト成形板と呼ばれるもので、直ちに危険ということはありません。

しかし、平成18年9月以前に施工された住宅のリフォーム等に伴い、アスベストが使用された建材を除去する際は、切断、破碎等することなくそのまま取り外すこととされており、それが困難な場合は水等により湿潤化する必要があります。

外壁等にアスベストが使用されているか否かをその外観のみで判断することは困難であり、アスベストが使用されている建材であることを知らずにリフォームを行うことは、アスベストを飛散させるおそれがあるため、いわゆる日曜大工などで、むやみに切断等を行うことは避けてください。

参考 東京都アスベストQ&A

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/faq/air/asbestos/index.html>

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-6	アスベストの環境測定を実施できる測定業者を教えてください。 (平成27年4月1日更新)	

【答】

県内の環境測定業者の団体である神奈川県環境計量協議会事務局が紹介してくれます。
神奈川県環境計量協議会・・・<http://www.shinkankyoku.com/>
電話 045-790-5280 (個人の調査依頼に対応)

担当部署	県土整備局都市部技術管理課積算システムグループ	電話045-210-6112
G-7	アスベスト除去に関する費用について、参考となる資料があれば教えてください。 (平成29年4月1日更新)	

【答】

国土交通省のホームページにアスベスト含有吹付け材の除去にかかる目安の費用が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

参 考 国土交通省ホームページ アスベスト対策Q&A Q40
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html>

担当部署	健康医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護・水道グループ 企業局水道部水道施設課工務グループ	電話045-210-4955 電話045-210-7272
G-8	石綿セメント管を通過した水道水は健康には影響ないのですか。 (平成27年4月1日更新)	

【答】

厚生省（当時）が平成4年に改正した水道水質基準の検討時にアスベスト（石綿）の毒性について評価しましたが、アスベストは呼吸器からの吸入に比べて経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定は行いませんでした。

また、世界保健機関（WHO）が策定・公表している飲料水水質ガイドラインにおいても、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないとしています。

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	産業労働局中小企業部金融課資金貸付グループ 電話045-210-5681
G-9	吹付けアスベストの解体工事等に対する支援制度はどうなっているのですか。 (令和6年4月1日更新)

【答】

- 中小企業向けとしては、政府系金融機関である日本政策金融公庫が、建築物のアスベスト除去等に必要な設備資金及び運転資金の融資を行っています。

日本政策金融公庫横浜支店・・・中小企業事業 電話 045-682-1061
国民生活事業 電話 0570-039574 (ナビダイヤル)

- また、協同組合等の場合は、県の中小企業高度化資金貸付制度により、建築物のアスベスト除去等に要する費用の90%を融資限度額として、無利子での利用が可能です。

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ 電話045-210-6257
G-10	アスベスト含有調査等に対する補助制度はありますか。 (令和3年4月1日更新)

【答】

以下の3市についてはアスベスト含有調査及び除去等に対する補助制度がありますので、各市の窓口にお問合せください。

行政庁名	担当課	電話番号
横浜市	建築防災課	045-671-2928
川崎市	建築指導課	044-200-2757
相模原市	住宅課	042-769-9817
藤沢市※	建築指導課	0466-50-3539

※藤沢市については、含有調査のみ

県所管区域(特定行政庁の市以外の県内市町村)について

- 不特定多数の方が利用する延べ面積 300 平方メートル以上 1000 平方メートル未満の民間建築物等を対象とした、吹付け建材のアスベスト含有調査に対する補助制度があります。

- 補助制度についての詳細は、建築安全課のホームページをご覧ください。

(問合せ先)

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課 担当 建築安全グループ

TEL 045-210-6257

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f7t/cnt/f536769.html>

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

G-11	アスベスト関係の問合せや手続きの窓口を教えてください。 (令和6年4月1日更新)
------	---

【答】

○石綿による健康被害の救済に関する法律に関する問合せ

機関名	所在地	電話番号
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部	〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番ミュージアム川崎 セントラルタワー 9F	0120-389-931
環境省関東地方環境事務所 環境対策課	〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さい たま新都心合同庁舎1号館6階	048-600-0815

※労働災害及び建設アスベスト給付金制度に関する問合せは各労働基準監督署（詳しくはC-4をご覧ください）

○労働安全衛生法関係

・石綿障害予防規則による建物解体時の届出等

機関名	電話番号	ホームページ
管轄の労働基準監督署	下表に掲載	http://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html (神奈川労働局労働基準部健康課)

・健康管理手帳に関する相談

機関名	電話番号	ホームページ
神奈川労働局労働基準部健康課	045-211-7353	http://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html

・労災補償制度に関する相談

機関名	電話番号	ホームページ
神奈川労働局労働基準部労災補償課 (労働基準監督署)	045-211-7355	http://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html

・産業保健関係者、アスベストによる健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康相談

機関名	所在地	電話番号
(独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階	045-410-1160

・アスベストばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診療等に関する相談

機関名	所在地	電話番号
関東労災病院アスベスト疾患センター	川崎市中原区木月住吉町1-1	044-411-3131 (代)
横浜労災病院アスベスト疾患ブロックセンター	横浜市港北区小机町3211	045-474-8003
神奈川県立循環器呼吸器病センター アスベスト専門外来	横浜市金沢区富岡東6-16-1	045-701-9581 (内2407)

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

- ・ 県内の労働基準監督署 労災関係

監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
横浜南	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	045-211-7376 ダイヤルイン	横浜市（中区、南区、磯子区、 港南区、金沢区）
鶴見	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-279-5487 ダイヤルイン	横浜市（鶴見区） *鶴見区扇島を除く
横浜西	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-287-0275 ダイヤルイン	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）
横浜北	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横ビル3・4階	045-474-1253 ダイヤルイン	横浜市（西区、神奈川区、 港北区、緑区、青葉区、都筑区）
川崎南	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1272 ダイヤルイン	川崎市（川崎区、幸区） 横浜市（鶴見区扇島）
川崎北	川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3192 ダイヤルイン	川崎市（中原区、宮前区、高津区、 多摩区、麻生区）
横須賀	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858 (代)	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町
平塚	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8616 ダイヤルイン	平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯 町、二宮町
藤沢	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-97-6749 ダイヤルイン	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 寒川町
相模原	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-861-8632 ダイヤルイン	相模原市
厚木	厚木市中町3-2-6厚木Tビル5階	046-401-1642 ダイヤルイン	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡
小田原	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小 田原9階	0465-22-7152 ダイヤルイン	小田原市、南足柄市、足柄上郡、 足柄下郡

- ・ アスベスト含有製品の代替化に関する相談
- ・ 事業者からのアスベストばく露防止対策に関する相談

機関名	所在地	電話番号
中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館8階	03-3452-3145 (代)

- ・ 事業者からの建築物解体作業におけるアスベストばく露防止対策に関する相談

機関名	所在地	電話番号
建設業労働災害防止協会	東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階	03-3453-8201 (代)

- ・ アスベスト製品の取扱い業務に従事した労働者の労働安全衛生に関する問合せ先

機関名	担当	電話番号
神奈川労働局または管轄の労働基準監督署		
神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 (かながわ労働センター・各支所)	労政グループ	045-210-5739

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

○大気汚染防止法関係

- ・アスベスト製品製造工場や吹付けアスベストがある建築物等の解体工事の届出に関する問合せ

機 関 名	担 当	電話番号
神奈川県環境農政局環境部環境課 (地域県政総合センター環境部)	大気・交通環境グループ	045-210-4111

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市にあつては市の窓口

- ・大気汚染防止法に関する問合せ先（環境部が担当窓口）

センター名	所在地	電話番号
横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

○廃棄物処理法関係

- ・アスベストを含有する廃棄物の処理に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 (地域県政総合センター環境部)	指導グループ	045-210-4159

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にあつては市の窓口

- ・廃棄物処理法に関する問合せ先（環境部が担当窓口）

センター名	所在地	電話番号
横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

○建設リサイクル法関係

- ・特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）にアスベストが付着している建物の分別解体等の届出に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県県土整備局都市部技術管理課（土木事務所 (まちづくり・) 建築指導課)	建設リサイクルグループ	045-285-3203

※特定行政庁（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市）にあつては市の窓口

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

○建築基準法関係

- ・建物の増築、改築時におけるアスベストに関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課 (土木事務所(まちづくり・)建築指導課)	建築安全グループ	045-210-6257

※特定行政庁(横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市)にあつては市の窓口

○アスベストによる健康影響に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課(保健福祉事務所)	がん・循環器対策グループ	045-210-5025

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町を含む)にあつては市の窓口

- ・アスベスト(石綿)に関する一般的な健康相談

機関名	所在地	電話番号	管轄区域
平塚 保健福祉事務所	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130	平塚市、大磯町、二宮町
秦野センター	秦野市曾屋2-9-9	0463-82-1428	秦野市、伊勢原市
鎌倉 保健福祉事務所	鎌倉市由比ガ浜 2-16-13	0467-24-3900	鎌倉市、逗子市、葉山町
三崎センター	三浦市三崎町六合32	046-882-6811	三浦市
小田原 保健福祉事務所	小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎4階	0465-32-8000	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
足柄上センター	足柄上郡開成町 吉田島2489-2	0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木 保健福祉事務所	厚木市水引2-3-1	046-224-1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
大和センター	大和市中心1-5-26	046-261-2948	大和市、綾瀬市

○アスベストによる室内環境衛生に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 (各保健福祉事務所及び保健福祉事務所各センター)	環境衛生グループ	045-210-4950

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市にあつては市の窓口

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

○建材の成分調査を行う機関（業者）の問合せ・紹介

機関名	電話番号	備考
一般社団法人 日本環境測定分析協会	03-3878-2811	ホームページ https://www.jemca.or.jp/sys/member_list
一般社団法人 神奈川県環境計量協議会 (神環協)	045-790-5280	事務局 (株)アクアパルス 環境測定実施業者の紹介も実施 ホームページ http://www.shinkankyoku.com/

○県有施設に使用されているアスベストに関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県総務局財産経営部財産経営課 (知事部局)	施設計画グループ	045-210-2557
神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課 (県営住宅) 住宅営繕事務所県営住宅部	住宅整備グループ 施設管理課	045-210-6561 045-311-8110
神奈川県企業局財務部財産管理課 (企業庁)	財産運用グループ	045-210-7055
神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課 (県立学校)	技術グループ	045-210-8123
神奈川県警察本部総務部施設課 (警察関係)	計画係	045-211-1212 内2265

○建築物の新築・増築等を行う際の設計者（建築士）の紹介

機関名	電話番号	ホームページ
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会	045-228-0755	http://www.j-kana.or.jp/

○アスベスト除去工事施工に関する問合せ

機関名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 神奈川県アスベスト公害対策協会	横浜市磯子区中原1-2-31	045-753-4735
一般社団法人 神奈川県建物解体業協会	横浜市中区太田町3丁目36番地 クリオ横浜関内壺番館1005号室	045-662-5011

○アスベスト疾患の患者会に関する問合せ

機関名	電話番号	ホームページ
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	0120-117-554	http://www.chuuhishu-family.net/branches/